

## 参政党 新憲法「構想案」を読む

6

参政党の「新日本憲法（構想案）」（以下、「構想案」）は「家族は社会の基礎」（7条1項）と規定。前文で「国全体が家族のように助け合って暮らす」としています。

文部省思想局発行の『國體の本義』（1937年）は、「我が国民の生活の基本は西洋の如く（こと）く個人でもなければ夫婦でもない。それは家である」と記述。「構想案」はここに繋がっています。

「構想案」7条2項は「子供は国の宝である」として個人の領域に国家的関心を露骨に持ち込みます。国のために産み育てよという国家主義につながります。

7条3項では「婚姻は、男女の結合を基礎とし、夫婦の氏を同じくすることを要する」として、同性婚も選択的夫婦別姓も否定しています。

神谷代表は、LGBT法案に反対する理由として「日本の結婚制度は家を存続することだ」（LGBTを認めると）家制度が壊れてしまう」と発言。「日本は『国家』という漢字にあるように家がコミュニティの基本にあり、それが集まって国になる」とも述べています。『國體の本義』そのままだ。

『國體の本義』では、「家の生活の根幹となるものは、夫婦兄弟のような平面的関係でなく、親子の立体的関係である」とし「生み生まれる」という自然の関係を本とし、

## 「家」制度復活 多様性否定

家の生活は「永遠に子孫によって継承せられる」としています。

また「國體に則（のつ）つて家長の下に渾然融合したものが、即ち我が国の家である」とし、家長（戸主）の氏は「家の名前」であり、そのもとに家族が一体となる構造です。戦前の民法では、戸主と家族は家の氏を名乗るとし、夫婦は同じ氏を称する制度でした。

## 責任後退

一方で「構想案」の「国全体が家族のように助け合って暮らす」（前文）という規定には「自助」「共助」のすべめが含まれます。新自由主義的な側面で、自民党政権草案にある「家族は互いに助け合わなければならない」という規定と同じです。

## 人格否定

参政党が「同性婚」や「選択的夫婦別姓」を強く否定する背景に、『國體の本義』に通じる異様なイデオロギーがあることは間違いありません。男系男子の皇嗣（構想案2条1項）を基礎とする天皇中心の体制は、ジェンダー平等と女性の人格権の確保、性的マイノリティーなど多様な価値観の保護の否定に行き着きます。憲法が個人の人格権を侵害する逆立ちです。

かつて家制度のもとで結婚は家長の同意なしには認められず、家と家との関係でした。妻には財産の管理権も相続権も認められず、女性は基本的に無能力者でした。こうした家制度を否定し「個人の尊厳」と同性の本質的平等」を基礎に家族関係を再建した日本国憲法24条は、「構想案」では廃止します。そもそも「個人の尊重」を規定した13条も廃

止します。まさに戦前の「家」制度の復活です。

「構想案」は、「国民は、健康で文化的な尊厳ある生活を営む権利を有する」（8条2項）と「生存権」を規定しますが、日本国憲法25条と異なり、社会福祉、社会保障の増進などの国の責務（同2項）はなく、「構想案」11条3項は「心身の健康に配慮」「疾病の予防や根本治療に努める」と「配慮」「努力」「義務」の規定にとどまります。現に参政党は、終末期医療の全額自己負担化、OTC類似薬の保険外化など、医療費削減推進の新自由主義政策を掲げています。

教育に関して、親の子どもに対する教育の責任に対し「国は、その責任を補完する」（7条2項）としています。親が子の教育の責任を負うのは当然ですが、教育の機会均等などの教育条件を整備する義務は国独自の責任であって、「親の責任の補完」にとどまるのは国の責任を後退させるものです。（つづく）